

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和8年5月15日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

西京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和8年6月15日から同年7月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所 : 集合検査の会場

| 月 日 | 時 間 | 会 場 |
|----------|---------------|--------|
| 6月15日(月) | 午前10時～午後1時30分 | 嵐山東小学校 |
| 6月16日(火) | 午前10時～午後2時 | 大原野小学校 |
| 6月17日(水) | 午前10時～午後2時 | 檜原小学校 |
| 6月18日(木) | 午前10時～午後2時30分 | 桂小学校 |
| 6月19日(金) | 午前10時～午後2時30分 | 大枝小学校 |
| 6月22日(月) | 午前10時～午後1時30分 | 川岡小学校 |
| 6月23日(火) | 午前10時～午後2時 | 境谷小学校 |
| 6月24日(水) | 午前10時～午後2時 | 松尾小学校 |